

二本松市道路除雪ボランティア活動支援要領

(目的)

第1条 この要領は、地域住民グループ等及び個人が実施団体となり、市道の歩道及び車道を除雪する場合に除雪用具、燃料等を貸し出し又は支給して、ボランティア活動を支援し、市民との協働のまちづくりを進めることを目的とする。

(対象者)

第2条 支援対象者は、地域住民グループ、企業、各種団体等で構成する団体及び個人（以下「支援対象者」という。）とする。

2 前項に規定する支援対象者には、個人所有の機械による車道除雪を行う者を含むものとする。

(対象路線)

第3条 除雪対象路線は市道とし、歩道除雪については、通行幅が概ね1 m以上の路線とする。

(支給品等)

第4条 貸出品又は支給品は、手袋、雪はね器、燃料及び融雪剤等とする。

(支援申請)

第5条 支援を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、申請書に除雪路線を明示した地図等を添付のうえ市長へ提出するものとする。

(作業報告)

第6条 申請者は、作業実施後速やかに市に報告するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年11月1日から施行する。

2 二本松市歩道除雪ボランティア活動支援要領(平成18年12月26日施行)は、廃止する。